

著作権・契約書 Q&A 6



第6回:「著作権がある」とはどういうこと? 独占的上演権とは?(後編)

弁護士 ニューヨーク州弁護士
福井健策

質問ある劇団からレパートリー作品を作りたいとの依頼を受け、出演俳優も先方の指定があり、ほぼアテガキで書いた。以後、再演の際に上演料は支払われているが、上演許諾のお願いがない。最初にレパートリー作品として依頼された場合は、独占的上演権を永久に与えたという契約が成立するのか?

1. 上演許可の際の条件

前回は、「独占的上演権を与える」というのは、「著作権を譲渡する」という意味ではなく、「あなただけに上演を許可する。ほかの人には許可しません」という意味で使われるのが普通でしょう、というお話をしました。これを「独占的ライセンス」と言います。日本では従来あまり言葉にして取り決めては来なかったのですが、上演を誰かに許可する時に独占的かそうでないかは、とても基本的な条件です。たとえば座付き作家が劇団に戯曲を書き下ろしたケースで、劇団側は長期の独占的上演権を獲得したと思っていて、作家の方は必ずしもそうは思っていないという場

合、後々面倒なことになるケースもあります。もちろん、上演を許可する場合、取り決めるべき条件は独占かどうかだけではありません。どういった期間、どの劇場で(又はどの地域)で上演をしてくれるのかという期間や地域を決める必要があります。単発の上演許可ならば、単に公演日時と場所が決まっていればいいでしょうが、独占的上演権の場合、何時までの期間、どの地域について独占を認めるかは重要です。半年間ならば相手に上演を独占させてもたいした影響はないでしょうが、向こう20年間全世界的に上演を独占させるとしたらこれは大ごとです。10年後に自分と相手がどうなっているか、誰にも予測できないからです。

協会のモデル契約書では、新作の委嘱の場合には、制作者に3年間の独占的上演権を認める形になっています。既存の戯曲の場合には、一応、独占タイプと非独占タイプを選べるようになっていきます。協会のホームページに詳しい解説がアップロードされているようですので、興味のある方はそちらをご覧ください。

そして、上演権を与えた代償として、どういった支払を受けるか、という上演料の問題があります。たとえば、「再来再演された時には1ステージあたり〇〇円払う」という決め方もあります。モデル契約書もこの決め方ですね。しかし、具体的な公演の予定が立

つていれば金額を決めやすいのですが、ステージ数や劇場が決まらない将来のことでは双方とも約束がしにくい、という場合も多いでしょう。そこで、「再演の場合の上演料は双方が協議して合意により決定する」という風に決めておくケースも少なくありません。決まっていなければ何の解決でもないのですが、「協議で決定する」ということを決めた意味はありません。

劇作家の立場からすれば、「上演料は初演で払った分で終わり」(業界用語でいう「買い取り」の一種ですね)とか、「制作者側が金額を決めて払う」といった条件は避けたいところでしょう。もっとも、もう何でもいーと思えるほど初演の時の支払額が大きいならば話は別ですが。

なお、再演の規模に応じて上演料の金額がスライドするように、公演の総収入のパーセンテージを受け取る、という取り決めもあり得ます。「印税方式」とか「ロイヤリティ」といわれるもので、音楽や出版業界では当然の考え方ですが、舞台芸術の場合、海外作品を除けばまだ見かけることは少ない方法ですね。これは一つには、日本は上演期間がほぼ固定(リミテッド・ラン)なので歩合で決めなくても大体金額がわかる、という理由もあります。また、ご存知の通り、協会には最低上演料についての総会決議というものがあって、こちらは「公演の総予算の5%以上」という決め方をしています。

このほか、上演許可の場合には、脚本の変更をどうするか、放送のような2次利用はどうするか、キャストやスタッフについて意見は言えるのかなど、色々な条件を取り決めることがあります。

2. 質問のケースではどう考えるか?

「厄介ですね。実際、上で書いたように細かな条件を取り決めて置くのは、特に近しい関係であればあるほど稀で、しばらく経つてから「どうなんだろう?」となるケースが多いですね。どうなんだろう? 自分も、自分達が決めて置かなかつたら知らないとはいいたいです。まあ一般論としては、永久とか非常に長期の独占的上演権が、特にはっきりした約束をした訳でもないのに認められるケースは少ないだろう、と筆者は思います。

ただ、ご質問のケースは最初の劇団側のインシアティブも大きかったようですし、アテガキだったということですから、事情によっては、「暗黙の了承での独占的上演権」が認められる可能性もないとは言えないでしょう。特に、当初の支払金が相場より高かったとか、客観的にみて他劇団での上演は想像できない作品の場合には、こうした可能性は高くなるでしょうね。もっとも、万一、そうだったとしても、期間は必ずしも限定されるでしょうし、またいつまでも同じ上演料が適用されるのか

と言えは、これも周囲の事情に応じて再交渉があり得るんじゃないかと思えます。

いかがでしょうか。お答えになったでしょうか。

(以上)

これまでの復習/劇作家の著作権ルール

- 「表現」とは言えないような、企画・アイデア・情報・金銭等を提供しても、「共同著作者」ではない。(29号)
 - 歴史的な事実やナマの事件は、誰かが創作したものではないため、著作物ではない。(30号)
 - 書かれた戯曲の著作権は、著作権譲渡の合意がない限り、それを創作した劇作家のもの。(30号)
 - 著作権とは、複製権、上演権、公衆送信権(放送ほか)など、多数の権利の束。(35号)
 - 権利の譲渡と、上演許可(ライセンス)は、別物である。(35号)
 - 戯曲の改変には、(少なくとも)著作権者の許可が必要。(29号)
 - 「引用」の最高裁ルールは、①明瞭な区別と②主従の関係があること。「出典明示」も忘れずに!(31号)
 - 日本の裁判所は「パロディ」を優遇しない(「普通の著作権侵害のルール」でしか見ない)。(31号)
 - 著作権者が死亡した場合、著作権は相続人全員の共有に。(33号)
 - 著作権は、著作物の死亡の翌年から50年間で保護が終わる。(33号)
 - 当事者がお互いに納得できるならば、法律の規定と違う契約を結ぶのは自由。(20号)
 - 上演許可の場合の様々な条件(本号)
- (以上、ほぼ全てに「原則として」という枕詞が付きます。詳しくは各バックナンバーを参照のこと。)